

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z0200001	公務員の年次有給休暇取得方法の見直し	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 第17条 人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇) 第19条	年次休暇は、1年に20日が付与される。その年に使用されなかった年次休暇は、20日を限度として翌年に繰り越される。年次休暇は職員が各省各庁の長に請求し、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければならない。平成14年には、職員1人当たり平均11.3日の年次休暇を使用している。	d		年次休暇の取得は本来職員の任意で行われるべきものである。年次休暇の計画的・連続的取得の促進については、これまで人事院、政府の双方から各府省に求めてきており、これを受けて、各府省においては計画表の作成、まとめ取りなど、その使用促進のための様々な努力を行ってきている。職員の意思を尊重しながら、引き続き計画表の活用などによる取得促進策を推進することにより、年次休暇の使用日数の増加に努めていくことが適切であると考え。		有給休暇のより一層の取得促進に向けた取り組みについて検討されたい。	d	年次休暇の取得は本来職員の任意で行われるべきものである。年次休暇の計画的・連続的取得の促進については、これまで人事院、政府の双方から各府省に求めてきており、これを受けて、各府省においては計画表の作成、まとめ取りなど、その使用促進のための様々な努力を行ってきている。職員の意思を尊重しながら、引き続き計画表の活用などによる取得促進策を推進することにより、年次休暇の使用日数の増加に努めていくことが適切であると考え。	5029002	市民団体 日本ゆとり休暇の会	11	
z0200002	超過勤務手当の割増率の見直し	一般職の職員の給与に関する法律 第16条第1項 人事院規則9-97(超過勤務手当の支給割合)	一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則による超過勤務手当の割増率(支給割合)は、次のとおり。 正規の勤務時間が割り振られた日の勤務・・・125/100 (勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、150/100) それ以外の勤務(週休日等)・・・135/100 (勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、160/100)	c		国家公務員の超過勤務手当の割増率(支給割合)については、労働基準法の定めるところと同様であり、加えて民間の支給実態との均衡を考慮すれば、現行の措置が適切であると考え。						5106001	市民団体 サービス残業をなくす会	11
z0200003	官公庁等における請求書様式の統一化等	-	人事院においては、リース料の請求書についてはリース会社所定の様式で問題はないとしている。	e								5086029	社団法人リース事業協会	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z0200001	公務員の年次有給休暇取得方法の見直し	5029	5029002	市民団体 日本ゆとり休暇の会	11	公務員の年次有給休暇取得方法の変更		公務員に、年次有給休暇のうち年間10労働日は継続した有給休暇として取得することを義務とする。		年間約9日の有給休暇しか取得できていない。よって、完全取得となるようこの取得日数に比べて年間10労働日は継続した有給休暇としての取得を義務つけてほしい。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第17条	総務省 人事院	観光対策関係省庁である内閣府・警察庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省において、- さあ、あなたも有給休暇を100%活用して「ゆとり休暇」をとみましょう- と提唱されている。
z0200002	超過勤務手当の割増率の見直し	5106	5106001	市民団体 サービス残業をなくす会	11	超過勤務手当の割増率の変更		超過勤務手当の割増率を5割としてほしい。		公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができる。とされ、本省では午前3時まで臨時・緊急の勤務が行なわれているが、その分に相当する予算措置がされていないため全額の超過勤務手当が支払われていない。よって、超過勤務手当の割増率を上げることにより、予算措置を容易にし、公務員が超過勤務をした際の手当をより補足できるようにする。	一般職の職員の給与に関する法律第16条	総務省 人事院	
z0200003	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成・送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	